

## 潟上市自治基本条例推進委員会設置要綱

平成25年12月12日

告示第117号

(設置)

**第1条** 潟上市自治基本条例（平成24年潟上市条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、市民参画と協働のまちづくりを適正に進めるとともに、条例の運用に市民の声を反映させるため、潟上市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例の履行状況の検証に関すること。
- (2) 条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の推進に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員会には必要に応じて、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、会務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は市長が招集する。

2 会議は原則公開とする。ただし、委員会が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(事務局)

**第7条** 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

**第8条** この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。